

【「みなし入院」が見直される背景】

(東京海上日動火災保険および東京海上日動あんしん生命保険のお客様向け案内状より抜粋・編集)

東京海上日動火災取扱いの団体総合生活保険 (Kawasakiせいかつ保険 (1年更新型))・医療補償における入院保険金等並びに東京海上日動あんしん生命取扱いのメディカルKitNeo (Kawasakiせいかつ保険 (終身保障型)) における入院給付金等は、保険約款において「医師による治療が必要であり、自宅等での治療が困難 (以下「入院が必要な状態」) なため、病院または診療所に入院し、常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払いする旨定めています。

ただし、新型コロナウイルス感染症と診断され、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況が発生した結果、宿泊施設や自宅にて医師等の管理下で療養を行った場合については、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、「入院」と同等に取り扱い、入院保険金、給付金等をお支払いする「みなし入院」を実施しております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染者数が増加する昨今の状況においては、重症者の割合がこれまでと比べて低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっております。また、今般、政府により、2022年9月26日 (月) 以降、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲が全国一律に上記の重症化リスクの高い方に限定されることとなりました。

こうした状況変化も踏まえ、発生届の対象とならない方を、新型コロナウイルスに感染したことのみをもって「入院が必要な状態」と判断できないことから、2022年9月26日 (月) 以降の「みなし入院」による入院保険金、給付金等のお支払い対象を見直すことといたしました。

【「みなし入院」による入院保険金、給付金等のお支払い対象の見直し】

2022年9月26日 (月) 以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、重症化リスクの高い以下の方を「みなし入院」による入院保険金等のお支払い対象といたします。

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または
新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦

※ 契約日に関わらず同様の取扱いとなります。

※ 2022年9月25日 (日) 以前に診断された方については、上記の対象とならない方もお支払い対象となります。